

北上地区合同庁舎清掃業務仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 従事者及び現場責任者

- (1) 従事者は、作業中一定の衣服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とし、必要な人員を配置すること。
- (4) 従事者は全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に行動する者とする。
- (5) 受注者は、契約締結後、速やかに庁舎管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行わせる現場責任者を選任し、現場責任者及び清掃業務従事者名簿（様式 1）を提出すること。
なお、従事者等に変更があった場合も同様とすること。

2 作業時間等

- (1) 日常作業は月曜から金曜日（祝日を除く）の毎日行い、年に数回行うものは別紙清掃作業基準表による回数を満たすよう計画の上実施すること。
- (2) 作業は、7時から17時までの間に行うこと。
- (3) 作業に当たっては、移動した物は所定の位置に戻し、建物及び設備等に損傷を与えないようにすること。
- (4) 作業上危険を伴う場所については、安全帽を着用する等必要な措置を講ずること。
- (5) 従事者は作業を終了次第、その旨を北上土木センターに報告のうえ退庁すること。

3 清掃計画及び報告

- (1) 受注者は、毎月の清掃計画について前月の 25 日（土日祝日にあたる場合は直前の平日）までに計画書を提出すること。ただし、4月分については、契約締結後、速やかに提出すること。※様式は任意
- (2) 実施した清掃内容は、毎日の清掃業務が完了した都度、速やかに清掃業務日誌（様式 2）により、翌日（3月中に実施した清掃については 3 月末日）までに報告し、発注者の確認を受けること。

4 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械及び器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを準備し用いること。
- (2) トイレットペーパー、ペーパータオル及び水石鹸は、受注者が品質良好なものを調達し設置すること。

5 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、発注者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 機械及び器具等を使用する場合は、衝撃又は湿気等により施設及び備品等に損傷を与えないこと。
- (3) 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等は使用しないこと。

6 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は丁寧に取扱い、建物、設備等に損傷を与えないこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡がないようにすること。
- (3) 掃き掃除及び埃払いは、塵芥が飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃仕上げは、材質に適合した良質な乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤及び水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布し、つや出し磨きを行うこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等にインク、果汁及び油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕の残らないようにすること。
- (7) 集積した紙屑、茶殻及び汚物等の可燃物並びにビン、カン及びペットボトル等の不燃物は、庁舎外の所定の場所に運搬すること。
- (8) 紙屑等の中から、破棄することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、速やかに発注者に報告し指示を受けること。
- (9) 扉の取手及び廃棄物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹼又はクレゾール石鹼液等を使用すること。
- (10) 金属類を磨く場合は、磨剤を使用すること。

7 各部分毎の清掃仕様

(1) 床

(日常清掃)

- ア 清掃は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用し、入念に磨くこと。
- イ じゅうたん類の清掃は、じゅうたんほうき又は真空掃除機を用い、輕易に移動できる椅子、衝立等は、移動させた上で行うこと。
- ウ 化学建材使用箇所の床は、自在ほうき又は真空掃除機を使用し、その他の箇所は、堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除くこと。
- エ テラゾー、人造研出帳面は、掃き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗いし、乾いたモップ又は電気ポリッシャーでつや出しすること。
- オ フローリング等木床面は、乾いた雑巾で拭いた後、電気ポリッシャー又は万能モップでつや出しすること。
- カ モザイクタイル及びコンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水がないよう掃除すること。

(定期清掃)

- キ 化学建材使用箇所の床は、最初に荒掃除し、次に真空掃除機を用いて掃除の上、床に付着している汚れは、指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分に乾燥させ、ワックス塗布の上、さらに電気ポリッシャーをかけて磨き出しすること。
また、巾木タイルは、乾布でつや出しすること。
 - ク テラゾー、人造研出張面は、掃き掃除の上付着物を取り除き、全面に電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗った後、モップで十分拭き取り、ワックス塗布の上、電気ポリッシャーでつや出しすること。
- (2) 壁面、天井、照明器具
 - ア 手の届く範囲で塵芥等を除去し、必要に応じて雑巾で水拭きすること。
 - イ 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根ほうき又は電気掃除機で塵芥を除去し、清潔な水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きすること。
 - ウ 照明器具は、取り外した上塵芥を取り除き、洗浄し水拭きすること。
 - (3) 外部サッシ
 - 乾いたモップ、羽根ほうき又はブラシ等を用いて塵芥を除去すること。

- (4) 窓ガラス、窓枠、ブラインド等
ア 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨きあげること。
イ 窓ガラスを石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨きあげること。
ウ 窓以外の扉、間仕切り及び欄間等のガラスについても、窓ガラスの例に準じて行うこと。
また、窓枠及びブラインド等についても同様に行うこと。
- (5) 机（会議室のみ）、椅子、キャビネット、更衣ロッカー等
乾布又は水拭きにより行うこと。
- (6) 湯沸室、台所、洗面所等
ア 流し及びコンロは、洗剤とタワシを用いて水あかを落とし、水拭きをすること。また、棚等についても同様に行うこと。
イ 湯沸し、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰壁は水拭きをすること。
- (7) 手すり、扉、ノブ
ア 乾布又は水拭きにより行うこと。
イ ノブについては、消毒用石鹼等で消毒すること。
- (8) 金具
窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金のものは磨粉で、メッキのものは研磨剤で磨き、さらに乾布で拭き光沢を放つように磨きあげること。
- (9) 打放しコンクリート類
サンドペーパー又はワイヤーブラシを用い、汚損部分を水洗いすること。
なお、作業時は、足場をかける等、危険防止に留意すること。
- (10) 車庫、自転車置場
掃き掃除をし、土砂及び溜水を除去すること。
- (11) その他
ア 玄関は、水拭きすること。
イ 靴拭きマット類は、天候をみて水洗いすること。
ウ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。
エ 便器は、床面清掃の都度拭き掃除を行うこと。
オ 汚物入れ及び紙屑入れは、洗剤を用いて洗浄し、消毒すること。
カ トイレットペーパー、ペーパータオル及び水石鹼は、常に補充しておくこと。
キ 倉庫、雑品庫は、掃除機で吸塵し、汚れによっては水拭きすること。
ク 宿直室の寝具類は、必要に応じて日光消毒を行うこと。
ケ 除雪は、庁舎構内において概ね 10cm 以上の積雪があったときに門から庁舎入口までの通路及び玄関付近までを行うものとする。ただし、前日から夜間の積雪があったときは午前 8 時 30 分までに行うこと。

8 作業要領の徹底

受注者は、従事者に対し本書の内容を周知するとともに、本委託業務に必要な事項の教示及び訓練を行うこと。

9 その他

発注者は、清掃業務を実施するために要する光熱水費を負担するとともに、従事者の休憩室及び倉庫を供与する。